

書面調査

平成 28 年 5 月 25 日（水）1 都 5 県の意見・質問

平成 28 年 5 月 30 日（月）関東地方整備局の回答

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
1	基本的事項 1	国は現計画の総事業費（約4,600億円）から、いつ増額となることを認識（把握）したのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・八ッ場ダムにおいては、事業の終盤に入り、残事業の内容等を精査していたところ。 ・平成29年度の概算要求に向け、残事業の内容等を精査した結果、現事業費（約4600億円）を増額変更する必要があることが判明した。
2	基本的事項 2	何と何を比較して800億円の増額となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回提示した増額800億円（精査中上限値、以下同じ）は、法定手続きを経た第4回基本計画変更を原点にして整理している。
3	基本的事項 3	今回の変更増要因となる内容変更を伴う工事の発注、契約変更はしていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回説明している新たな増要因（社会経済的要因を除く）部分を含む新規発注は基本的に行っていない。 ・ただし、本体掘削の土質区分の変化など、現場の状況変化により既発注工事等での対応を余儀なくされるものはある。
4	基本的事項 4	関係機関との調整により見込まれる変更増はこれですべてか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの完成に向けて、これからも関係機関との調整は引き続き行われるが、現時点において事業費の増額につながると思われるものについてはすべて見込んでいる。
5	基本的事項 5	精査中の事業費の増要因として、単価上昇、消費税以外には主に今後必要な事業費で整理されているが、現計画で予定していた事業量及び事業費と既実施事業量及び事業費が示されないと残事業が変更分かどうか不明である。また、コスト縮減相当分の増額要因が漏れているのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画で予定していた事業量及び事業費と既実施事業量及び事業費の関係については、5/20に提示した資料「八ッ場ダム建設事業 総事業費内訳（案）」を確認いただきたい。 ・単価上昇・消費税以外にも、第4回基本計画変更以降これまでに生じた一般管理費等の改定など社会経済的要因も増額800億円に含んでいる。 ・なお、今後の実施内容に伴う増分については、平成27年度のコスト管理協議会で報告している組み替え後の事業費をベースに整理をしている。 ・これまでコスト管理協議会で説明してきたとおり、これまでのコスト減はその間のコスト増要因でほぼ相殺されている。
6	基本的事項 6	ダム事業の増要因内容については、国の調整遅れで発生したのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に大規模公共事業を遂行するためには、極めて多岐にわたる工事や調査検討を行う必要があり、更に事業期間内に制度改正が生じることやそもそも工事現場は大きな不確実性を伴っていること等もあることから、事業を進めていく中で状況は時々刻々と変化しており、関係機関等と適時的確に調整していても対応が困難なことも多く存在する。
7	基本的事項 7	消費税10%への増税が見送られた場合の対応を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・見送りが決定された段階で適切に対応する。
8	基本的事項 8	ダム検証に伴い、第4回基本計画変更により平成31年度まで工期が遅延したため、物価等の影響が生じたものであり、ダム検証に関する増額が、各都県及び各利水者が負担する必要性を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度上、ダム検証は事業再評価の一環として位置づけられており、事業執行に必要な経費であると考えます。 ・ダム検証に伴う経費は、前回の計画変更時に事業費に含めることで整理済みで、今回の増額分には含んでいない。
9	基本的事項 9	総事業費における代替地整備費用の考え方を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費における代替地の整備費用の考え方については、分譲収入でまかなうこととしている。

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
10	基本的事項 10	第4回基本計画変更時に各都県が付した意見について、どのように受け止め対処してきたのか。	<ul style="list-style-type: none"> 各都県からは基本計画変更時など様々な機会を通じて、コスト削減に努め、総事業費を圧縮する旨の強い意見を賜っている。 国土交通省でも取水設備の見直しや施工段階における削減などのコスト削減に取り組んできたところである。 さらに事業監理の徹底の観点から、関係都県、利水者にも参加いただき、コスト管理協議会を開催してきたところである。 5/20に増要因として示している内容は、第4回基本計画変更時には想定できなかったものや具体の事業規模が高い精度で見込めなかったため計上できなかったものであるが、今後一層のコスト削減に取り組むとともに、今後のコスト管理について都県と議論し、改善すべき点があれば、改善していきたいと考えている。
11	工程 1	今後、平成31年度の完成が遅れることはないか。今回の事業量増加により現行計画通りの工期で完成するか疑問である。	<ul style="list-style-type: none"> 現時点での想定では、平成31年度に事業完了できるものと考えている。
12	工程 2	現時点で未買収となっている土地について、今後、工期に影響することはないか。	<ul style="list-style-type: none"> 土地収用法に基づく事業認定が平成28年4月22日に告示された。事業工程に影響を与えないよう、任意協議と並行して適切な時期に収用手続きを進めていく。
13	工程 3	第4回基本計画変更時に、各都県から工期短縮を図るよう意見が付されているが、同変更以降の工期短縮の努力内容及び成果を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 本体工事において巡航RCD工法の採用、冬期施工（通年施工）、重機の大型化を採用する等により、工期短縮に努めているところ。 また、生活再建等を含む全体工期については「早期完成に向けた取り組みを進める」との基本的な方針に沿って、引き続き取り組んでいく。
14	コスト削減 1	選択取水設備の必要性を示していただきたい。選択取水設備の段数は何段か。段数を減らして、更なるコスト削減はできないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ダム建設後の水環境の予測を行ったところ、洪水調節のために6月に貯水位を低下させる際に、冷水放流が発生するおそれがあり、また、比較的規模の大きな出水後にはSSが高くなるという予測結果が得られている。 選択取水設備は、下流河川の状況に応じて、ダム貯水池の任意の高さから取水して放流することにより、下流の冷濁水対策を行う設備である。 選択取水設備の段数は、31段としているが、段数を減らすことにより、冷濁水対策としてきめ細かな対応ができなくなる恐れがある。
15	コスト削減 2	技術提案による削減について、提案の詳細資料を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案については、公表を前提として技術提案を求めておらず、提案項目及びその提案内容は、この法人のアイデアやノウハウが含まれており、当該法人の経営戦略そのものに影響を及ぼすおそれがあることから開示することはできない。 <p>(参考)</p> <p>「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」 第5条第2号イ（公にすることにより、当該法人等又当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当するため、同条の規定に基づき不開示としている。</p>

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
16	社会状況の変化に係る要因 ①耐震化	照査により耐震性能を確保する必要が生じたのは、ゲート門柱部だけか。その他の施設は必要ないのか。 東日本大震災後の耐震性照査の考え方の変更点を示していただきたい。 耐震設計は当初から実施していたのではないのか。耐震性能照査が必要となった時期、根拠となった基準を示していただきたい。 本設計の妥当性を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの耐震性能照査は、「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）平成17年3月」に基づき必要となった。 ・門柱部については補強対策が必要となる可能性があることが確認された。現在照査中のため、他ダムの事例をもとに、門柱部の鉄筋量の増加を見込んでいる。 ・ダム本体、ゲート部は、耐震性能照査は実施済みである。なお、ダム本体は、ダム検証以前に同指針に基づき照査を実施し、構造変更の対応済みである。また、東北地方太平洋沖地震後に地震動の推定に用いる条件式の改定に伴い、同式を反映した照査が新たに必要となった。
17	社会状況の変化に係る要因 ②埋蔵文化財	関係機関との調整の経緯を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県教育委員会、公益法人群馬県埋蔵文化財調査事業団と国の3者間で協定を締結し、協定に基づき調査を実施している。 ・試掘調査の結果を踏まえ、現在までに、4回の協定変更（調査面積の変更等）がされているところである。
18	社会状況の変化に係る要因 ③付替鉄道 1	処理について、関係機関との調整の経緯を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・枕木等について、群馬県環境部局と廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取り扱いの相談を実施してきたところである。
19	社会状況の変化に係る要因 ③付替鉄道 2	JR等の鉄道会社で、それらの再利用（売却等）はできないのか。できない場合は、理由を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・水没する鉄道施設のうち再利用（売却等）が可能なものは、再利用（売却等）に向けた努力をしていくが、現時点では再利用（売却等）が確実でないため、売却費を見込まず撤去処分などを必要額として計上している。
20	社会状況の変化に係る要因 ③付替鉄道 3	処理費に関しJRとの費用負担の考え方を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・処理費については、ダム事業による付替鉄道により生じるものであることから、ダムによる負担である。
21	社会状況の変化に係る要因 ③付替鉄道 4	枕木等の処分費が増額となることだが、当該処分費等はJRへの補償費として別途計上されていないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止鉄道施設については、国への引き渡しとなるため、枕木等は国で処分する。このため、JRの補償費として計上はしていない。
22	社会状況の変化に係る要因 ③付替鉄道 5	PCBが含まれる電気機器の処分時期はいつ頃か。	<ul style="list-style-type: none"> ・処分施設が限定されており、処理する順番待ちの状況であるため、現時点では処分時期は未定である。
23	社会状況の変化に係る要因 ④景勝地の保全 1	景観の保全に係る委員会の正式名称を示していただきたい。 関係機関等との調整状況を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・『ハッ場ダム環境デザインに関する検討委員会』である。 ・現在までに7回の委員会において、必要な措置を検討してきたところである。

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
24	社会状況の変化に係る要因 ④景勝地の保全 2	委員会の意見に基づき構造を変更する際、変更後の構造が最も経済的に有利な変更であったことが分かる資料を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会から意見を聴きながら、適切な構造に変更をしているものであり、経済性のみで評価するものではない。
25	社会状況の変化に係る要因 ④景勝地の保全 3	吾妻峡の景観の保全について、文化庁長官からの回答内容及び委員会の検討内容を確認したい。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年1月 文化庁から、①景観に対する配慮から「景観設計」を実施し、細部の意匠、修景等の詳細を工夫すること、②周遊路に対する配慮として、ダム完成後の新しい周遊路を適切に確保すること、などの意見を付して回答があった。 ・検討委員会の意見内容（周辺景観とダム等の構造物との調和を図るための主な項目） <ul style="list-style-type: none"> ・フーチング：小さく、揃える ・ゲート操作室（下流面）：小さく、揃える ・ゲート操作室（上流面）：ぼかす ・導流壁：整える ・堤体下部埋め戻し：揃える ・ゲート周りの法勾配：整える
26	地すべり等安全対策に係る要因 ①湛水に伴う地すべり等の対策 1	地すべり等対策についての検討内容を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）・同解説」に基づき、専門家等の助言を得ながら、詳細な調査を実施し、それらの情報等を踏まえ湛水に伴う安定検討を行い、対策工の必要性を評価した結果、対策が必要となる箇所が従前から対策を予定していた3箇所（二社平、勝沼、小倉）（1箇所実施済み）に加え、3箇所（白岩沢、横壁、久々戸）を新たに追加している。
27	地すべり等安全対策に係る要因 ①湛水に伴う地すべり等の対策 2	地すべり等安全対策についての検討過程（東日本大震災などの要因はないのか。（安全対策の基準見直し等））を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業における地すべり等対策は、湛水に伴う影響の観点から調査・検討及び必要に応じて対策を実施することとしている。 ・ハッ場ダムでは、平成23年のダム検証以前においても、空中写真や地形図による地形判読調査、文献調査、現地踏査等を基に、地形・地質や地すべり等の専門家等の助言を得ながら、地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける3箇所対策が必要となる可能性があるとして、現事業費にもその対策費を計上している。 ・さらに、ダム検証において、最新の全国共通の技術指針である「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）・同解説」（平成21年7月作成）に基づき、再検討が必要となったが、検証期間においては新たな段階に入る調査が実施できなかったため、当時有していた調査結果を基に、考えられる最大限の範囲として想定し、従前から対策を予定していた3箇所（1箇所実施済み）に加え、新たに8箇所対策が必要となる可能性があるとして報告した。 ・ダム検証以降（平成25年度以降）、新たな地質調査や地下水等の観測、土質試験などを実施することで調査精度を向上させ、これらの情報等を踏まえ湛水に伴う安定解析を行い、対策工の必要性を評価して、対策工については、専門家等の助言を得ながら決定していく予定である。 ・なお、現時点で東日本大震災などの震災による要因での基準等の見直しはしていない。

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
28	地すべり等安全対策に係る要因 ①湛水に伴う地すべり等の対策 3	対策済みの1箇所は、今回の増高の対象外として考えて良いか。	・対策済みの1箇所（横壁「小倉」地区）は、対象外である。
29	地すべり等安全対策に係る要因 ①湛水に伴う地すべり等の対策 4	ダム検証以降に進められた調査等によって得られた新たな情報は何か。	・地質調査（ボーリング）、地下水観測、室内試験結果など地盤性状や地下水状況（年間を通じた基礎データ）等が新たに得られた情報である。
30	地すべり等安全対策に係る要因 ①湛水に伴う地すべり等の対策 5	現事業費は、地すべり対策や代替地地区安全対策の費用を外数としていた理由と、対策費用を精査中の事業費に見込むこと、及びその時期の妥当性を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策・代替地地区の安全対策は共に、ダムの湛水（水位変動）に伴う安全性の確認を行う必要があり、必要に応じて対策工を実施していく。 ・平成23年11月に行ったダム検証においても、それら安全対策の必要性は認識しており、ダム案と各種代替案との比較においては、同対策に必要な最大限の費用を加味した上で、比較検討を行っている。 ・一方、ダム検証における事業費の点検では、当時、「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」や宅地造成等規制法等に基づく同対策の調査検討が十分に進んでおらず、その対策の要否が確定的でなかったことから、事業費には同対策に係る費用は含まず、その時点で得られていた技術情報を基に最大限の地すべり範囲等を想定して必要額を算出し、事業費の外書きとして整理していた。また、第4回基本計画変更時も同じ状況であったため、同様の整理としていた。 ・その後、検討を進めた結果必要な対策箇所等が確定する見通しとなったことから、精査中の事業費は、必要な費用を計上している。
31	地すべり等安全対策に係る要因 ①湛水に伴う地すべり等の対策 6	要対策箇所が今後増加する可能性はあるのか。	・対策箇所の検討にあたっては、節目節目で専門家の意見を聴きながら検討を進めており、現時点において、今後対策箇所等が増加することはないものと考えている。
32	地すべり等安全対策に係る要因 ②代替地地区の安全対策 1	ダム検証以降に進められた調査等によって得られた新たな情報は何か。	・地質調査（ボーリング）、室内試験結果などである。
33	地すべり等安全対策に係る要因 ②代替地地区の安全対策 2	代替地安全対策の各地区における検討内容を示していただきたい。	・「宅地造成等規制法」（H18改正）等に定められた基準に従って、詳細な調査を実施し、それらの情報を踏まえ湛水に伴う安定検討を行い、安全対策が必要となる箇所が5箇所となった。
34	地すべり等安全対策に係る要因 ②代替地地区の安全対策 3	第4回基本計画変更以降に基準等の改定があったのか。	・ありません。

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
35	地すべり等安全対策に係る要因 ②代替地地区の安全対策 4	代替地区の場所は適切であったと言えるのか。代替地区の選定にあたっては、どのような検討を行っているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ハッ場ダムの代替地地区（宅地及び付替道路等の公共施設から構成）の位置等については、これまでの長年にわたる地元の方々等との交渉の結果、決められてきたところである。
36	地すべり等安全対策に係る要因 ②代替地地区の安全対策 5	現事業費は、代替地地区安全対策や地すべり対策の費用を外敷としていた理由と、対策費用を精査中の事業費に見込むことの妥当性を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり対策・代替地地区の安全対策は共に、ダムの湛水（水位変動）に伴う安全性の確認を行う必要があり、必要に応じて対策工を実施していく。 平成23年11月に行ったダム検証においても、それら安全対策の必要性は認識しており、ダム案と各種代替案との比較においては、同対策に必要な最大限の費用を加味した上で、比較検討を行っている。 一方、ダム検証における事業費の点検では、当時、「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」や宅地造成等規制法等に基づく同対策の調査検討が十分に進んでおらず、その対策の要否が確定的でなかったことから、事業費には同対策に係る費用は含まず、その時点で得られていた技術情報を基に最大限の地すべり範囲等を想定して必要額を算出し、事業費の外書きとして整理していた。また、第4回基本計画変更時と同じ状況であったため、同様の整理としていた。 その後、検討を進めた結果必要な対策箇所等が確定する見通しとなったことから、精査中の事業費は、必要な費用を計上している。
37	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ①本体掘削 1	本体掘削について、今までのコスト管理における掘削量の減と精査中の事業費における掘削量の増の考え方を示していただきたい。 また、本土工についても同様に示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 過去のコスト縮減は、地質調査等による地質構造の精度向上に伴う基礎掘削線の見直しや堤体配置の見直しにより縮減をしたものであり、一方、今回のコスト増は、基礎掘削の進捗による掘削面からの詳細な地質情報の明確化により増額が必要となったものである。
38	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ①本体掘削 2	硬い岩石あるいは弱層部の場所と量が把握できたことにより、掘削費用が増高になる理由を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 硬い岩石部分については、機械併用発破掘削となること等から増加する。 弱層部については、除却するために掘削が追加となることにより増加する。
39	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ①本体掘削 3	基礎掘削が完了した時点で増額幅は確定するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 掘削に係る作業がすべて完了すれば、費用は確定する。
40	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ②グラウチング	グラウチングの目的と効果、設計の考え方を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> コンソリデーショングラウチングは、遮水性の改良と弱部の補強を目的に実施されるものである。 グラウチング技術指針に基づき設計を行っている。
41	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ③貯水池伐採 1	伐採した樹木は売却等による収入を計上できないのか。できない場合は、理由を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 売り払いが可能なものは売り払いの努力をしていますが、売り払いできなかった場合の事態が想定されるため雑収入は計上していない。

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
4 2	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ③貯水池伐採 2	樹木の伐採範囲の増分については、湖風景観や地形等を考慮して最小限にすべきではないか。	・他ダムの事例も踏まえ、継続して検討を進めているところである。
4 3	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ③貯水池伐採 3	他のダムでも同様に伐採を行っているのか。	・他ダムにおいても、同様の伐採を実施している事例はある。
4 4	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ④水没橋梁 1	売り払い部材はあるのか。ある場合は、その収入を計上しているのか。	・売り払いに努めるが、売り払いきななかった場合の事態が想定されるため雑収入は計上していない。
4 5	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ④水没橋梁 2	現計画に見込まれていなかった理由を示していただきたい。	・平成 27 年度までに地すべり等の検討が進捗し、その施工に支障となることが明らかになったため、現計画では想定していなかった。
4 6	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ④水没橋梁 3	橋梁を存置したままなど、他の方法は検討したのか。	・橋梁を存置したままでは、施工に支障となることが明らかとなったため、撤去することを前提として施工方法を検討している。
4 7	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ④水没橋梁 4	他のダムでも同様に橋梁撤去を行っているのか。	・他ダムにおいても、同様の橋梁撤去を実施している事例はある。
4 8	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑤プラントヤード 1	基礎地盤の土質改良が必要となった理由を示していただきたい。	・切土により発生した土砂が軟弱土だったため、土質改良を行い盛土材として使用したものである。
4 9	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑤プラントヤード 2	骨材プラントヤード基礎地盤の土質改良について、工事間流用で良質土を入手することはできなかったのか。	・近隣において、土質改良の実施時期に良質土を発生する工事がなかったため、入手することができなかった。
5 0	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑥減勢工 1	減勢工の構造の見直しの内容を示していただきたい。	・減勢工の構造の見直しは以下の内容となっている。 ①側壁を斜めに開いた形で形状変更。 ②側壁の高さについて、越水を避ける高さを確保。 ③強制的に跳水を発生させるためのシルを設置。 ④強制的に流れのエネルギーを減勢させるブロックを設置。 ⑤副ダムの嵩上げ。
5 1	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑥減勢工 2	水理模型実験を行った理由を明らかにし、その結果概要がわかる資料を示していただきたい。	・河川砂防技術基準（案）同解説 設計編により、実験に基づき定めるものとしてされている。

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
52	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑥減勢工 3	減勢工の見直しについて、第4回基本計画変更以前では予測できなかった現地の状況の変化などがあったのか、教えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ダム検証中に新たな段階に入れなかったこと等から、現計画では同実験は未完了であり、概略設計により費用を計上していた。 その後、平成25年度から専門家による減勢工の水理模型実験を再開し、その結果を踏まえ、減勢工の構造変更が必要となり、増額が生じた。
53	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑦建設副産物 1	脱水ケーキが何の環境基準を超過するのか教えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 他ダムの実績を参考に、脱水ケーキに含まれる六価クロム等が、「環境基本法に基づく土壤環境基準」および「土壤汚染対策法に基づく特定有害物質含有量基準」の基準値を超過すると想定している。
54	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑦建設副産物 2	今後、計上している処分費用が超過する可能性はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 他ダムの実績を考慮して、必要な処分量を見込んでいるものである。
55	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑦建設副産物 3	当初の利用計画を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 管内の盛土材への再利用を想定していた。
56	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑧町道工事 1	付替町道の構造変更について、変更した工法の妥当性を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 工法の比較検討を行い、構造的、経済的に優位となった鋼製栈道橋に構造形式を変更したものである。
57	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑧町道工事 2	町道工事の構造変更について、当初の推定岩盤線が違った理由を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 旅館等への影響を考慮して、ボーリング調査による地質調査が未実施の箇所があったため、近隣の地質や現地の地形情報を参考に、推定岩盤線による概略設計を行い、補強土壁工法を採用したが、その後の地質調査により推定岩盤線が当初想定より深い位置にあることが判明したものである。
58	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑨管理設備	放流警報設備が追加となった具体的な理由を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 現計画の管理設備は、他ダムの事例を参考に設備規模・内容等を計上していた。 その後、東日本大震災後に改定された『ダム放流警報システム計画・設計指針（案）』（平成23年4月）及び『電気通信施設設計要領・同解説』（平成26年3月）等をもとに見直しを行う必要が生じたが、ダム検証時には事業が新たな段階に進むことができなかったため、検証後に改めて検討を行うことになった。 平成28年3月に専門家等の意見を踏まえた管理設備計画を策定し、これに伴い増額となった。
59	現地状況の変化に係る要因（現地地質条件の変更） ⑩盛土材調達	盛土材調達の変更に至った考え方を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 他事業から、盛土材の調達を予定していたが、近隣において調達時期の合う工事がなかったことから、管内で採取し調達することに変更したものである。
60	現地状況の変化に係る要因（用地取得難航等による変更） 運搬経路	想定していた土砂搬出先の用地取得に時間を要した経緯を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 残土置場と想定していた水没地内の用地取得において、関係者等との調整に時間を要したものである。

書面調査（意見・質問と回答）

番号	項目	1都5県の意見・質問(5/25)	関東地方整備局の回答(5/30)
6 1	自然災害による要因等 1	自然災害からの復旧費用を新たに見込んでいるが、現計画で平成 31 年度までの費用を見込んでいるのではないか。	・精査中の事業費では、今後起こりうる自然災害への対応として、近年の災害実績をもとに復旧費用の増を見込んだものである。
6 2	自然災害による要因等 2	「自然災害により、工事現場等の復旧が必要となった実績をふまえ、今後の自然災害の発生を想定し、復旧費用を計上した」とあるが、具体的にどのような考え方で費用を算定しているのか示していただきたい。	・直近の災害対応に係る費用から 1 ヶ年あたりに要した費用を算出し、これに、平成 28～31 年の 4 ヶ年を乗じて算出している。
6 3	自然災害による要因等 3	災害復旧については、災害復旧事業等の他事業を利用できないのか。	・原則として、ダムに係る施設の災害復旧はダム事業において処理することとされている。
6 4	社会経済的要因 ①公共工事関連単価の変化 1	公共工事関連単価の変化について考え方を示していただきたい。	・工事費等に単価の上昇率を乗じて、公共工事関連単価による上昇額を算出している。 ・単価上昇率については、資材費・労務費・機械経費の単価の平均上昇率を用いて算出している。 公共工事関連単価上昇額＝単価上昇率（労務費構成比（%）×労務費上昇率（%）＋資材費構成比（%）×資材費上昇率（%）＋機械経費構成比（%）×機械経費上昇率（%））× 年度毎の工種金額
6 5	社会経済的要因 ①公共工事関連単価の変化 2	平成 28 年度以降の単価上昇について、どのような考え方に基づく推定であるのか、その推定方法とその推定方法を選定した妥当性を示す理由を示していただきたい。	・平成 28 年度以降に公共工事関連単価が上昇した場合に対応するため、平成 25～27 年度と同程度の物価上昇率を見込んでいる。 ・過去の実績を参考とした推定方法であり、過大なものではないと考えている。
6 6	社会経済的要因 ①公共工事関連単価の変化 3	各年度の労務単価、労務（測）単価、資材単価、機械経費は、単価適用地区はどこか。	・労務費、資機材は群馬県、労務費（測）、機械経費は全国を適用し、平均単価を用いている。
6 7	社会経済的要因 ②一般管理費等の改定	一般管理費等の改定による変更について考え方を示していただきたい。	・改定された一般管理費等率は、平成 27 年 4 月 1 日から適用されている。 ・残工事のうち主要となる工種を対象として、一般管理費等の改定前後の基準を複数の工事事例に適用し積算を行い、一般管理費等の改定に伴う積算額の上昇率を算定。これを工事費に乘じ、一般管理費等の改定による上昇額を算定している。
6 8	社会経済的要因 ③消費税率の変更 1	消費増税は、H26 年 4 月 1 日から 8%、H29 年 4 月 1 日から 10% に引き上げる法改正が H24 年 8 月に成立しており、第 4 回基本計画変更時にはわかっていたはずだが、なぜ見込まなかったのか。	・平成 25 年 10 月 1 日に、消費税の増税（8%、10%）の閣議決定がされたが、第 4 回基本計画変更では、変更手続きの最中だったため増税の反映は行わず、消費税の増税による影響については、コスト縮減により対応をすることとしていた。
6 9	社会経済的要因 ③消費税率の変更 2	消費税の増税による変更について考え方を示していただきたい。	・年度毎の工種金額に消費税率（平成 25 年度までは 5%、平成 26 年度以降は 8%、平成 29 年度以降は 10%）を乗じて算出し、税率変更前との差を計上している。